

伊勢市公報

第377号
令和3年7月20日
火曜日

目次

	頁
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	2
告 示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	4
○ 市道の路線の認定について	5
○ 道路の区域の決定について	6
○ 道路の供用開始について	7
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 収納の事務の委託について	11
○ 令和3年度補正予算の要領について	12
○ 令和3年度補正予算の要領について	16
○ 令和3年度補正予算の要領について	23
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	28
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	29
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	30
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	31
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	32
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	33
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	34
○ 都市公園の供用開始について	35

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年7月1日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第7号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を第24号とし、第11号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 臨床心理士

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

伊勢市告示第 130 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 3 年 7 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 3 年 7 月 13 日（火）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 3 号 令和 2 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求
めることについて

伊勢市告示第 131 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 3 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
宇治館令 3 - 1 号線	宇治館町字岩井田沖 271 番 10 地内		
	宇治館町字岩井田沖 578 番地内		

伊勢市告示第 132 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	宇治館令 3 - 1 号線	21.0~40.1	217.6

伊勢市告示第 133 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
宇治館令 3 - 1 号線	宇治館町字岩井田沖 271 番 10 地内 から 宇治館町字岩井田沖 578 番地内まで	令和 3 年 7 月 14 日

伊勢市告示第 134 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 7 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 3 年 6 月 17 日 午前 10 時 30 分	二見浦駅駐輪場 (伊勢市二見町三津地内)	3 台
〃	〃	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	15 台
〃	令和 3 年 6 月 17 日 午後 1 時 30 分	宮町駅駐輪場 (伊勢市御薊町高向地内)	12 台
計			30 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 135 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、大世古町会連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 7 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	浦 田 真
	伊勢市大世古 2 丁目 4 番 7 号
変更後	山 村 豊 裕
	伊勢市大世古 3 丁目 5 番 8 号

伊勢市告示第 136 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、「宝くじふるさとワクワク劇場 in 伊勢」の入場料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 7 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

東京都千代田区神田小川町 1 丁目 2 番

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役 橋本 鉄司

2 委託期間

令和 3 年 6 月 21 日から令和 3 年 9 月 30 日まで

伊勢市告示第 137 号

令和 3 年 4 月 2 日に専決処分をした令和 3 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 3 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、83,066千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53,359,297千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

伊勢市告示第 138 号

令和 3 年 6 月 21 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 3 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 3 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、17,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53,377,217千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、8,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,768,447千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		9,359,042	8,300	9,367,342
	1 県補助金	9,359,042	8,300	9,367,342
歳入合計		12,760,147	8,300	12,768,447

伊勢市告示第 139 号

令和 3 年 7 月 7 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 3 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 3 年 7 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、741,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54,118,701千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		7,598,036	1,146,756	8,744,792
	1 国庫負担金	5,716,312	413,876	6,130,188
	2 国庫補助金	1,839,485	732,880	2,572,365
18 県支出金		3,560,674	1,983	3,562,657
	2 県補助金	901,752	1,983	903,735
21 繰入金		4,761,020	△444,900	4,316,120
	1 基金繰入金	4,692,574	△444,900	4,247,674
22 繰越金		50,000	28,645	78,645
	1 繰越金	50,000	28,645	78,645
24 市債		5,932,200	9,000	5,941,200
	1 市債	5,932,200	9,000	5,941,200
歳入合計		53,377,217	741,484	54,118,701

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,782,294	1,010	4,783,304
	1 総務管理費	3,555,387	1,010	3,556,397
3 民生費		20,642,558	128,506	20,771,064
	1 社会福祉費	5,996,255	9,583	6,005,838
	2 老人福祉費	4,469,385	15,460	4,484,845
	3 児童福祉費	7,897,926	103,463	8,001,389
4 衛生費		5,493,585	575,320	6,068,905
	1 保健衛生費	3,296,244	575,320	3,871,564
7 商工費		921,084	9,000	930,084
	1 商工費	921,084	9,000	930,084
9 土木費		5,570,234	23,900	5,594,134
	5 都市計画費	2,474,306	23,900	2,498,206
11 教育費		5,335,987	3,748	5,339,735
	4 幼稚園費	134,411	600	135,011
	6 保健体育費	1,467,419	3,148	1,470,567
歳 出 合 計		53,377,217	741,484	54,118,701

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
公 共 事 業 等 債	5 1 7 , 7 0 0	5 2 6 , 7 0 0

伊勢市教育委員会告示第 8 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 3 年 7 月 9 日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 15 日（木）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第 44 号 令和 4 年度使用中学校用教科用図書社会（歴史的分野）の
採
択について
議案第 45 号 奨学生の決定について

伊勢市農業委員会告示第8号

伊勢市農業委員会第187回総会を次のとおり招集します。

令和3年7月12日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和3年7月15日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市立御園公民館 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 3 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
114	有限会社 安芸土木	津市安濃町草 生 4361 番地	令和 3 年 6 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
132	南島設備 有限会社	度会郡南伊勢 町河内 509 番 地	令和 3 年 6 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
137	有限会社 六助	志摩市大王町 波切 1272 番地 1	令和 3 年 6 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 3 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
396	株 式 会 社 ク リ ー ン ラ イ フ	大 阪 府 吹 田 市 広 芝 町 6 番 10 号	令 和 3 年 6 月 30 日	令 和 8 年 6 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 7 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
424	タニグチ設備工業	伊勢市大湊町 6 番地 44	令和 3 年 7 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 3 年 7 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 3 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 3 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
田尻町、辻久留 2 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 39 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 3 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 40 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 3 年 7 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
藤里北部公園	伊勢市藤里町字衛門次田 490 番 12	441

供用開始の期日 令和 3 年 7 月 12 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間